

## 会員会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本鉱物科学会（以下、「本会」とする。）の会員区分及び年会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会は、定款第5条第1項1号に定めた正会員は、一般会員、永年会員、シニア会員、及び学生会員で構成する。

- (1) 一般会員 永年会員、シニア会員並びに学生会員以外の正会員
- (2) 永年会員 本会およびその前身である日本鉱物学会、日本岩石鉱物鉱床学会に20年以上正会員として在籍した80歳以上の者
- (3) シニア会員 満65歳以上の者
- (4) 学生会員 学籍を有する者

(権利)

第3条 本会のすべての会員は、以下の権利をもつ

- (1) 会誌等の受領。
- (2) 会誌への寄稿
- (3) 本会の開催する年会、講演会、研究会等における研究発表
- (4) 本会の開催する年会、講演会、研究部会、見学会等の事業への参加
- (5) 本会の開催する事業に関する情報の受領

2 年会費の支払義務を2年以上履行しなかったときは、会員資格及び第1項の権利を喪失する。ただし、未履行の義務についてはこれを免れない。

(入会)

第4条 学生会員を希望する者は、毎年、次年度会費納入前に、学籍を有することを文書で申請しなければならない。

2 入会者は入会申込時に所定の会費を納入済でなければならない。会費の納入がない場合は、入会を取り消されることがある。

(年会費)

第5条 本会の会員は、会員区分に応じ以下に定める年会費を納付しなければならない。

(1) 一般会員 9,000 円、学生会員 4,000 円、シニア会員 7,000 円、名誉会員・永年会員：無料

(2) 賛助会員：1口 20,000 円

2 シニア会員は、申し出によって、雑誌 Elements の受領を辞退することができる  
その場合のシニア会員の会費は 5,000 円となる。

(納入期日)

第6条 毎年7月末日までに翌事業年度の年会費を納入するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、第5条については総会の決議、それ以外の条項は理事会の決議によるものとする。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本鉱物科学会設立の登記日に遡って適用されるものとする。

平成30年9月20日改正。この改正は、2019年8月1日から実施する。

2021年9月17日改正。2021年8月1日に遡り適用されるものとする。